

近江八幡市告示第127号

近江八幡市屋外広告物条例第9条の規定による区域等の指定について

近江八幡市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号。以下「条例」という。）第9条の規定による区域等を指定し、令和2年10月1日から施行する。

令和2年4月1日

近江八幡市長 小西 理

記

- 1 条例第9条第2項第2号の規定により市長が特に指定する区域
 - (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物の周囲から50メートル以内の区域
 - (2) 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち特別史跡安土城跡の区域
- 2 条例第9条第2項第3号の規定により市長が特に指定する区域
 - (1) 滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲から50メートル以内の区域
 - (2) 滋賀県文化財保護条例第34条第1項の規定により指定された地域の周囲から50メートル以内の区域
- 3 条例第9条第2項第4号の規定により市長が特に指定する区域
近江八幡市文化財保護条例（平成22年近江八幡市条例第126号）第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲から50メートル以内の区域
- 4 条例第9条第2項第5号の規定により市長が特に指定する区域
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林のある地域
- 5 条例第9条第2項第9号の規定により市長が指定する区域（同条第3項第3号の規定により市長が指定する区域において同じ。）
観光・物産振興モデル地区計画の区域
- 6 条例第9条第3項の規定により市長が指定する道路及び区域
次に指定する道路及び当該道路から片側30メートル以内の両側の区域
 - ア 国道8号
 - イ 主要地方道 大津能登川長浜線
 - ウ 主要地方道 大津守山近江八幡線（市街化区域内）
- 7 条例第9条第4項第2号の規定により市長が指定する道路及び区域
 - (1) 次に指定する道路及び当該道路から片側30メートル以内の両側の区域

- ア 国道 8 号
 - イ 主要地方道 大津能登川長浜線
 - ウ 主要地方道 大津守山近江八幡線（市街化区域内）
 - エ 主要地方道 近江八幡守山線
- (2) 次に指定する道路及び当該道路から片側 50メートル以内の両側の区域
- ア 市道黒橋八木線
 - イ 市道駅前西庄線
- 8 条例第 9 条第 5 項の規定により市長が指定する道路及び区域
- (1) 次に指定する道路及び当該道路から片側 30メートル以内の両側の区域
- ア 国道 421 号
 - イ 国道 477 号
 - ウ 主要地方道 近江八幡竜王線
 - エ 主要地方道 彦根近江八幡線
 - オ 主要地方道 大津守山近江八幡線（市街化調整区域内）
 - カ 主要地方道 土山蒲生近江八幡線
 - キ 県道 安土停車場桑実寺本堂線
 - ク 県道 下豊浦鷹飼線
 - ケ 県道 安土西生来線
 - コ 県道 小脇西生来線
 - サ 県道 大房東横関線
 - シ 県道 栗見新田安土線
 - ス 県道 伊庭円山線
 - セ 県道 綾戸東川線
- (2) 次に指定する区域
- ア 東海道新幹線軌道から片側 500メートル以内の両側の区域
 - イ 鉄道（東海道新幹線を除く。）軌道及び索道から片側 100メートル以内の両側の区域
- 9 条例第 9 条第 7 項の規定により市長が指定する特別地域
- (1) 伝統的建造物群保存地区
 - (2) 八幡川のうち薬師橋から幸円橋までの区域（規制区域図のとおり）
 - (3) 八幡川の区域の河川界から両側 8メートル以内の区域（規制区域図のとおり）
 - (4) 近江八幡市風景計画に定める水郷風景計画区域及び歴史文化風景計画区域のうち西の湖を含む一部の区域（規制区域図のとおり）
 - (5) 特別史跡安土城跡と主要地方道大津能登川長浜線が接する範囲における当該道路界から片側 30メートル以内の両側の区域（規制区域図のとおり）